

保護者の皆さまへ

～「給食費改定」に関するお知らせ～



給食費の改定について

令和6年4月から給食費を改定しますが、
保護者負担額は変わりません!!

※給食回数に応じて変動はあります。



・近年の食材価格の上昇に対応し、国が定める必要な栄養価等を満たした給食の提供を維持するため、令和6年4月の給食費から改定させていただきますが、令和6年度(令和7年3月まで)の増額分は“減免”し、保護者の皆さまには、令和5年度と同じ給食費単価で算出した金額を納めていただきます。

●改定後の給食費

	区分	小学校・義務教育学校(前期)		中学校・義務教育学校(後期)		へき地保育所	
		1～3年生	4～6年生	1～2年 (7～8年生)	3年生 (9年生)	ウトロ	中斜里
R6年度 からの 給食費 見込み	保護者負担額 (円)	50,038	51,614	58,307	57,135	49,276	49,022
	年額(円)① ※町の負担軽減が 無い場合	54,963	56,342	63,879	62,595	51,604	51,338
	月額(円) 【11期】の例 (へき地保育所は12期)	初回 5,963 10期 4,900	初回 5,342 10期 5,100	初回 5,879 10期 5,800	初回 6,595 10期 5,600	初回 4,304 11期 4,300	初回 4,280 11期 4,278
	1食単価(円)	→279	→286	→321		→266	
	給食回数(回) ※注	197		199	195	194	193
R5年度 給食費	年額(円)② (保護者負担額)	50,038	51,614	58,307	57,135	49,276	49,022
	月額(円) 【11期】の例 (へき地保育所は12期)	初回 5,038 10期 4,500	初回 5,614 10期 4,600	初回 5,307 10期 5,300	初回 6,135 10期 5,100	初回 4,110 11期 4,106	初回 4,087 11期 4,085
	1食単価(円)	254	262	293		254	
	給食回数(回)	197		199	195	194	193
増額分(町の負担軽減額) ①-②		+4,925	+4,728	+5,572	+5,460	+2,328	+2,316

※注 上記表のR6年度の給食回数は、前年度との比較のため、変更前と同じ回数としていますが、当年度の各学校の「学校経営計画」に基づき、給食回数が変更になることもあります。その場合は、記載の給食費の年額が変更になります。

給食費改定の経緯

1. 斜里町の現在の学校給食費は、R2年10月に改定を行い、R5年度まで据え置いた金額としていました。
2. この間、社会情勢や新型コロナウイルス感染症などの影響による物価高騰で食材価格が大きく上昇しています。
3. 主食費については、原油価格高騰等によるコストの増加や小麦価格の上昇などにより、材料費そのものが高騰しています。
4. 牛乳に関しては、道が取りまとめている価格と現行の給食費で定めている価格の差額が大きくなっています。
5. 副食費(おかず等)の食材購入価格は、R2を100とした場合、令和5年度は、107.9となり、上昇傾向が継続しています。
6. このように、食材料費が年々上昇している現状で、国の定めた給食における必要な栄養価等(学校給食摂取基準)を維持するため、町では、食材購入費を抑える工夫や、町内事業者等からのご寄付のほか、国の交付金活用等により、食材料費の上昇分の支援及び、給食費の無償化などの事業を行ってきました。
7. 学校給食は、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること(学校給食法)」を目標の一つとしていますが、食材価格が上昇している現状から、これまでの対応では学校給食摂取基準を維持することが困難な状況であるため、給食費の改定(増額)が必要と判断しました。

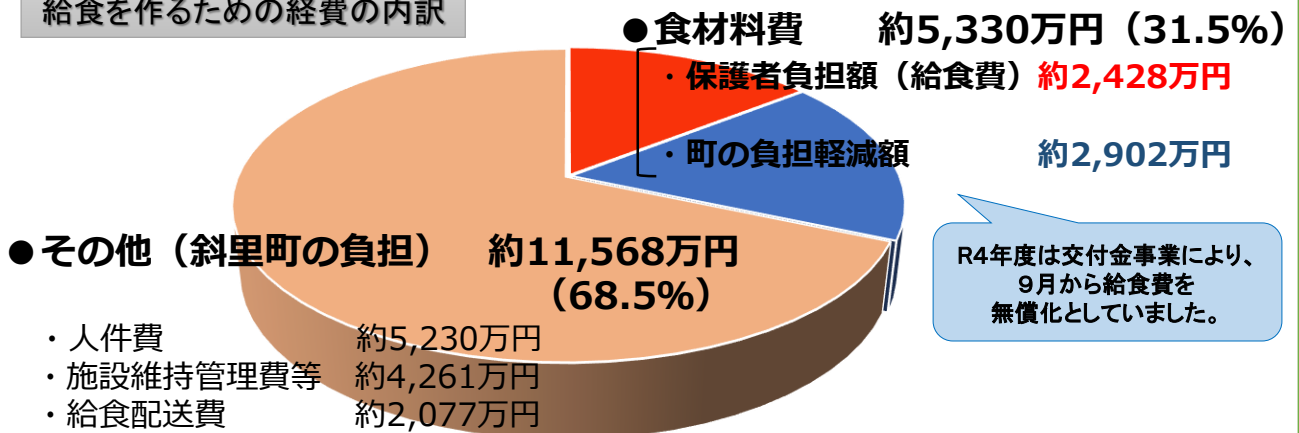
学校給食 Q & A



Q.給食の費用は、誰がどのように負担しているの？

- A.** 学校給食は、学校給食法に基づき実施されています。経費負担についても定められており、食材費相当分は保護者の皆さまに、その他の経費(施設設備費や人件費等)は、斜里町が負担しています。

給食を作るための経費の内訳



※グラフの食材料費(赤と青)のうち、赤が、保護者の皆さまの負担額(給食費)、青が、町の負担軽減額となります。

合計 約1億6,898万円 (R4年度決算)